

西三河都市計画交通広場の変更

(第4号本宿駅交通広場)

理由書

理 由 書

(西三河都市計画交通広場 第4号本宿駅交通広場)

1 変更の概要

本宿駅周辺の拠点的市街地と駅を繋ぐ公共空間として、交通結節点機能の強化を図り、広域的な交流人口増加に対応した歩行者動線と公共交通の利便性を確保し、本市の東の玄関口にふさわしい駅前空間を形成するため、第4号本宿駅交通広場を新たに追加するものです。

決定内容	○新規交通広場の追加				
	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	交通広場名			
	4	本宿駅交通広場	岡崎市本宿町字トイツメ、 字広畑、字堤添、字八反	約 6,100 m ²	

2 都市計画変更理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

本宿駅周辺は、都市計画道路3・4・5号国道1号線（国道1号）に近接し、都市計画道路3・4・66号本宿榎山線（国道473号）を通じて新東名高速道路岡崎東インターチェンジから約3kmに位置する等、主要な幹線道路が整備されており、鉄道・道路双方の広域的な利便性が高くなっています。

このような立地条件を踏まえ、本宿駅周辺地区は地域拠点として、日常生活に必要な生活サービス施設、医療・福祉施設、コミュニティ施設といった都市機能の立地を図るため、土地区画整理事業により新市街地の形成が計画されています。また、極めて高い利便性を有する広域交通体系を活かし、広域的な観光交流拠点として商業施設の整備を行っている地区です。（図1 位置関係図 参照）

そこで、第4号本宿駅交通広場を新たに追加し、各交通網の結節を行うとともに、駅と新市街地を繋ぐ交通広場として、歩行者動線や人々が憩える空間を確保し、現在施行中の土地区画整理事業と一体的に、市の東の玄関口として計画的な施設整備を行うものです。

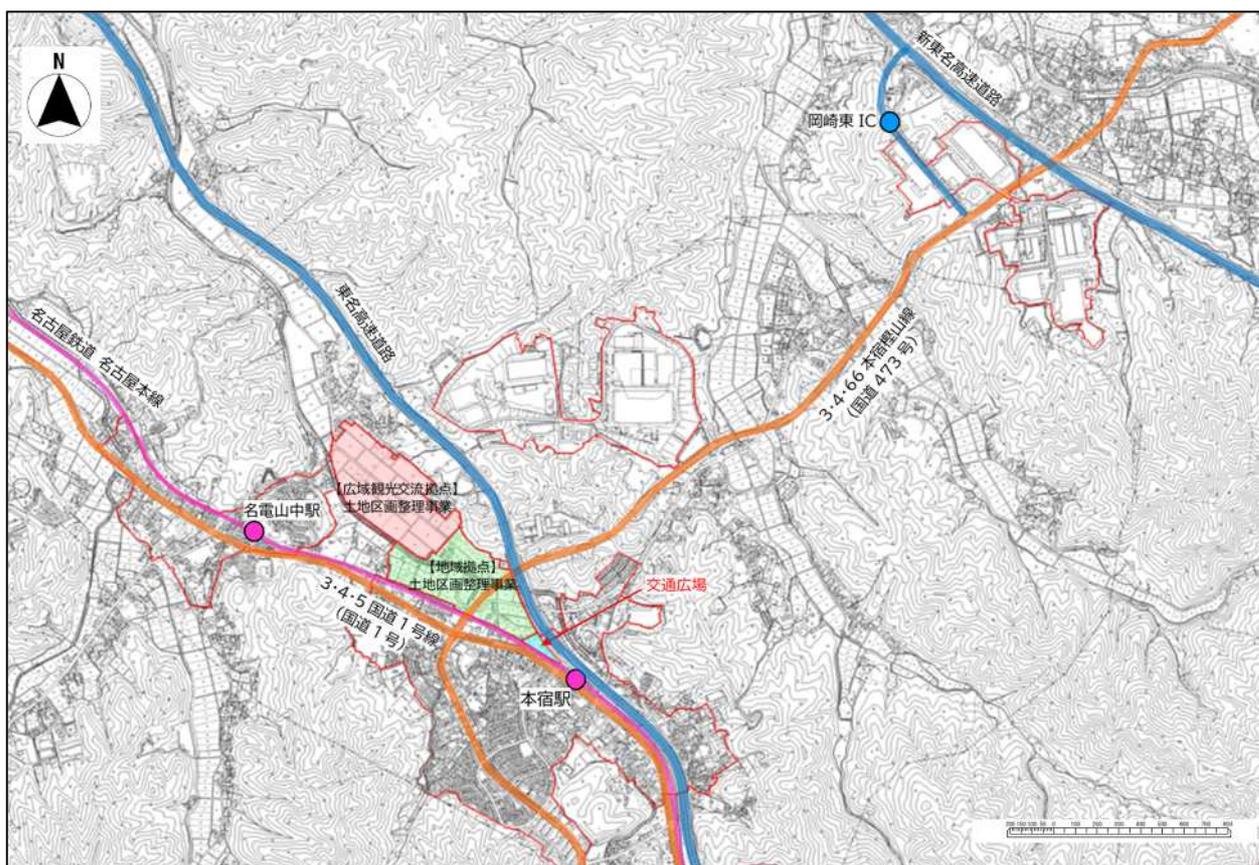


図1 位置関係図

(2) 上位計画との整合

西三河都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成31年3月改定）では、交通施設の基本方針において「駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実や地域住民の生活に必要なバス路線の維持・活性化、バス路線網の再構築を促進します。」と掲げられています。

岡崎市都市計画マスタープラン（令和3年3月）においては、「自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎」を都市づくりの基本理念とし、「新たな活力を創造する都市」、「将来にわたって持続可能な都市」、「住みやすい、住み続けられる都市」といった都市づくりの目標を掲げています。

広域観光交流拠点と隣接する本宿駅周辺の地域拠点は、広域交通の優位性や地域資源を活用した多様な交通交流の拠点であり、周辺商業地を配置し、広域観光交流拠点及び市の東の玄関口として、また地域住民の生活利便施設の確保と向上のため、玄関口にふさわしい都市機能と商業施設や医療施設などの日常生活に必要な機能を集積することが位置づけられています。

また、本宿駅周辺は、概ね支所圏域を対象とし公共交通機関を利用して都心ゾーンにアクセスすることができる鉄道駅周辺の拠点である、地域拠点として位置づけられており、交通広場、自由通路などの交通結節点の整備や機能強化を図ることとしています。

(3) 都市計画変更の内容

本宿駅と土地区画整理事業により整備される新市街地の間に、新たに交通広場を追加します。

○基本方針

ア バス乗降場及びバス待機場所

- (ア) 現在本宿駅のバスの利用状況及び市街地開発事業を見据えた将来の交通需要と利用者の利便性に配慮し、バスバースを2台以上確保します。
- (イ) 観光バス、コミュニティバス、企業送迎バス等への交通需要へ対応し、市の東の玄関口として交通結節機能を強化します。
- (ウ) バス乗降場は、バリアフリー対応として拡幅し、安全で使いやすい空間とします。

イ タクシー乗降場及びタクシー待機場所

- (ア) 「駅前広場計画指針」で定める算定式により、タクシー乗降場を2台以上確保します。

ウ 自家用車乗降場

- (ア) 「駅前広場計画指針」で定める算定式により、自家用車乗降場を2台以上確保します。

以上より、位置、必要機能の確保及び将来の交通広場利用を勘案し、面積約6,100 m²の都市計画交通広場を新たに追加するものです。